

高等専門学校機関別認証評価 評価基準

平成17年3月

(令和5年10月改訂)

独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

目 次

領域1	教育の内部質保証システム	1
領域2	教育組織及び教員・教育支援者等	2
領域3	学習環境及び学生支援等	3
領域4	財務基盤及び管理運営	4
領域5	準学士課程の教育活動の状況	5
領域6	専攻科課程の教育活動の状況	6

領域1 教育の内部質保証システム

基準

- 1-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること
- 1-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針*を踏まえて明確に規定されていること
- *卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「DP」という。）
- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、「CP」という。）
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「AP」という。）
- 1-3 【重点評価項目】自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること

領域2 教育組織及び教員・教育支援者等

基準

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること
- 2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること
- 2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること
- 2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること

領域3 学習環境及び学生支援等

基準

- 3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること
- 3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

領域 4 財務基盤及び管理運営

基準

- 4－1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること
- 4－2 管理運営体制が整備され、機能していること
- 4－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること
- 4－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること
- 4－5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

領域5 準学士課程の教育活動の状況

基準

- 5-1 DPが具体的かつ明確であること
- 5-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること
- 5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること
- 5-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
- 5-5 適切な履修指導、支援が行われていること
- 5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
- 5-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること
- 5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること
- 5-9 APが具体的かつ明確であること
- 5-10 学生の受入れが適切に実施されていること
- 5-11 実入学者数が入学定員*に対して適正な数となっていること

*収容定員を5で除した数

領域6 専攻科課程の教育活動の状況

基準

- 6-1 DPが具体的かつ明確であること
- 6-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること
- 6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること
- 6-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
- 6-5 適切な履修指導、支援が行われていること
- 6-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
- 6-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な修了判定が実施されていること
- 6-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること
- 6-9 APが具体的かつ明確であること
- 6-10 学生の受入れが適切に実施されていること
- 6-11 実入学者数が適切な数となっていること